府中市学校給食用物資納入業者の登録に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、府中市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）において使用する食材料（以下「学校給食用物資」という。）を適正及び円滑に購入するため、納入業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録者名簿）

第２条　納入業者の登録は、次条に規定する資格を有する者のうちから府中市学校給食用物資納入業者登録者名簿(以下「登録者名簿」という。)に登載するものとする。

（申請者の資格等）

第３条　学校給食用物資の納入業者の登録を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　生産者、製造業者、卸売業者、小売業者、その他の事業者であること。

⑵　２年以上の営業経歴を有し、社会的信用を有する者であること。

⑶　学校給食用物資の生産、製造、卸売又は小売に係る工場、営業施設、店舗、その他の事業所において、施設に係る維持管理及び食品に係る衛生管理を適切に行っている者で、次に掲げる要件を満たしている者であること。

ア　そ族、昆虫、その他の衛生害虫の繁殖の防止及び施設内への侵入の防止に係る措置を講じていること。

イ　食材料を適切な温度で保管していること。

⑷　健康管理及び衛生管理に係る教育を適切に行っている者で、次に掲げる要件を満たしている者であること。

ア　下痢、腹痛、嘔吐、その他の病気が疑われる症状のある学校給食用物資の取扱者に対し、適切な措置を講じていること。

イ　学校給食用物資の納入の際、取扱者は衛生的な服装等をしていること。

⑸　指定の日時及び場所へ、学校給食用物資を衛生的に納入できる能力及び配送のための手段を有する者であること。

⑹　事業活動を行うに当たり、必要な許可、認可又は資格の取得等に係る手続きを完了している者であること。

⑺　市税（延滞金を含む）等を完納している者であること。

⑻　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３条又は第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。

２　生鮮野菜の納入業者の登録を受けようとする者は、前項の規定に該当する者のうち、次の各号の要件を満たしている者とする。

⑴　府中市内に店舗（店舗面積が３００㎡以上）を有していること。

⑵　年間の総売上高が２，４００万円以上あること。

⑶　緊急の納入の要請に対し、速やかに対応できる能力を有していること。

３　前項に規定する生鮮野菜の納入業者については４社以内とする。

４　生鮮野菜は、前項に規定する者又は学校給食において地産地消の推進を図るため教育長が特に必要と認める者から納入するものとする。

５　第１項から第３項までの規定にかかわらず、教育長が特に必要と認める者は、申請の資格を有するものとする。

（登録の有効期間）

第４条　納入業者の登録の有効期間は、登録の年度の翌年度の４月１日から２年とする。

２　前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認める場合は、有効期間を変更することができる。

（登録の申請等）

第５条　申請者は、府中市学校給食用物資納入業者登録申請書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して申請期間内に申請しなければならない。

⑴　営業規模概略状況調査書（別記様式第２号）

⑵　当該営業に関する許可、認可又は資格等の証明書

⑶　衛生害虫等の駆除等の実施点検記録

⑷　食品の調理又は加工に係る保管庫等の温度点検記録

⑸　食品衛生監視票

⑹　市税完納証明書

⑺　確定申告書

⑻　店舗平面図

⑼　前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める書類

２　前項に規定する申請期間は、別に定める。

３　登録申請の内容に変更があった場合は、別記様式第１号により、速やかに変更の申請をしなければならない。

（登録の審査等）

第６条　前条に規定する登録申請の審査は、別に定める府中市学校給食用物資納入業者選定委員会が評価し、登録者名簿に登載する候補者を決定する。

２　審査は書類審査とする。ただし、必要に応じて事業所等の調査を行うものとす

る。

3　前項に規定する事業所等の調査を行う場合、申請者は調査に協力しなければならない。

（登録者名簿の登載等）

第７条　登録者名簿に登載する候補者を決定したときは、速やかに登録者名簿に登載するものとする。

2　登録者名簿の登載の適否を決定したときは、府中市学校給食用物資納入業者登録通知書(別記様式第３号)により申請者に通知するものとする。

3　前項の場合において、登録者名簿に登載しないときは、その理由を付さなければならない。

（登録業者の納入義務等）

第８条　前条の規定により、登録者名簿に登載された者（以下「登録業者」という。）は、教育長が指定する日時までに学校給食用物資を納入しなければならない。

2　納入された学校給食用物資は、衛生管理等の理由により、学校給食用物資として不適当なことが明らかな場合、返品するものとする。返品に伴う費用は登録業者の負担とする。

（登録業者の届出義務）

第９条　登録業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届け出なければならない。

⑴　事務所を移転したとき。

⑵　商号を変更したとき。

⑶　法人の代表者に異動があったとき。

⑷　営業を廃止しようとするとき。

⑸　事項に変更のあったとき。

（登録の取消等）

第１０条　登録業者が、次の各号に該当するときは、学校給食用物資の納入を停止し、又は登録を取り消すことができる。

⑴　第２条に既定する資格要件を満たさなくなったとき。

⑵　学校給食用物資の納入条件に違反したとき。

⑶　申請書及び添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

⑷　その他教育長が取り消すことを相当と認めたとき。

2　前項の規定により、学校給食用物資の納入を停止し、又は登録を取り消したときは、府中市学校給食用物資納入業者納入停止通知書(別記様式第４号)又は府中市学校給食用物資納入業者登録取消通知書（別記様式第５号）により通知するものとする。

（雑則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年１０月９日から施行する。

（準備行為）

２　この要綱に基づく登録者名簿の登載の申請、その他必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。